

第五十八回 参議院商工委員会會議録第二十号

(三五九)

昭和四十三年五月二十一日(火曜日)

午前十時三十五分開会

委員の異動

五月十七日

辞任

土屋 義彦君

補欠選任

竹中 恒夫君

五月十八日

辞任

竹中 恒夫君

補欠選任

土屋 義彦君

五月二十日

辞任

小柳 勇君

補欠選任

瀬谷 英行君

六月二十一日

辞任

矢追 秀彦君

補欠選任

浅井 亨君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

金丸 富夫君

高橋 衛君

土屋 義彦君

宮崎 正雄君

阿部 竹松君

委員

上原 正吉君

近藤英一郎君

柳田桃太郎君

大矢 正君

近藤 信一君

瀬谷 英行君

竹田 現照君

矢追 秀彦君

国務大臣

通商産業大臣

椎名悦三郎君

政府委員

北海道開発政務次官

川野 三雄君

北海道開発庁総務監理官

馬場 豊彦君

通商産業政務次官

熊谷太三郎君

通商産業省企業局長

熊谷 典文君

通商産業省化学工業局長

吉光 久君

通商産業省鉱山局長

両角 良彦君

事務局側

常任委員会専門員

小田橋貞寿君

説明員

東京通商産業局長

鈴木 正美君

建設省河川局次長

多治見高雄君

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○北海道地下資源開発株式会社法を廃止する法律案(内閣送付、予備審査)

○砂利採取法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(金丸富夫君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨日、小柳勇君が辞任され、その補欠として瀬谷英行君が選任されました。

○委員長(金丸富夫君) 次に、理事の補欠互選についておはかりいたします。

委員の異動に伴ない、理事一名の欠員が生じておりますので、その補欠互選を行ないたいと存じます。

互選は、投票の方法によらないで、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(金丸富夫君) 御異議ないと認め、理事に土屋義彦君を指名いたします。

○委員長(金丸富夫君) 次に、衆議院送付の割賦販売法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行ないます。質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○竹田現照君 一つだけちょっとお伺いしておきますが、この提案のいわゆる草案に、前払式割賦販売保証基金協会というものが当初考えられておったはずなんですけれども、これがなくなつた、そのはずされた原因は一体どこにあるのですか。

○政府委員(熊谷典文君) 御指摘のように案をつくります過程におきまして、協会をつくりまして、それに供託するということにしたという検討を行ないました。と申しますのは、供託金額は相当大きくなりますので、そういう協会に供託して、しかも消費者に優先弁済権を確保できるということになりますと、消費者保護と業者の資金繰りというものが調整できるのではなからうかというところで考えたわけでございますが、結論においては現段階においては無理だということになったわけでありまして、その理由といたしましては、これをやりやすさのために、割賦販売をやっております各業種が入ってこなければいけません。そうしますとメリットが非常に少ない。ところが、現在割賦をやっております業種というのが非常に多岐にわたりますので、しかも経営状況もみな違いますので、一律になかなか共同歩調で入れない。そうなりますと、業種単独でやるといふ形になります。消費者保護のために相当多額の金を積み重ねなければならぬ。そうすると、むしろ供託のほうがはつきりしていいのじゃないかということになります。取りやめたわけでございまして、今後業界がそういう足並みがそろってくるという段階になりますれば、さらにわれわれとしては検討を消費者保護のためにしていきたい、かように考えておる次第でございます。

○竹田現照君 この草案の中で問題だった、近藤委員からも質問があったと思いますが、五〇%、それからいまの保証基金協会、それから期限、これは去年国会に提案をされなかった業界側の反対の三つの骨格だったのです。これが全部業界側の意見をいれて今回の改正案として提案されたとしたら、割賦販売法を改正して消費者保護ということのたてまえで考えられたことが、言ってみれば全部骨抜きになった、草案から見ますと。それじゃ何も割賦販売法は業界の言いなりになったということに私は意地悪く解釈すればそう思うのですけれども、草案といまのとを対比すると、そう思わざるを得ない。何のためにいまあらためて割賦販売法の改正案を出したか、私には理解できない。それから業界の反対した三つの問題を全部通産省がまるのみにして出すに至ったそもその理由、それをもう一べん私にわかりやすく説明してほしいと思います。

○政府委員(熊谷典文君) 業界自体が消費者保護につきまして非常にうしろ向きだということではございません。業界も消費者保護、特に消費者が安心して買えるという体制をとらなければいけません。ということは熱心に考えているわけでござい

す。昨年の案の過程におきまして、われわれとしてはできるだけ消費者保護の観点から積み立て率をたくさんしよう。御承知のように、商品取引所におきましては、昨年の改正におきまして五〇％の積み立てを行なったわけでございます。それに準じて五〇％程度はできないかという問題が一つあったわけでございます。この点につきましては、その後いろいろ検討したわけでございますが、御承知のように、現在前受け金は六百億といましております。その半分といえますと三百億

という大きな金になります。過去にさかのぼって積み立てさすわけでございますので、非常に資金繰りを圧迫する。特に先般も問題になりましたよ

うに、割賦販売金融というものがまだ軌道に乗っておりません。そういう観点と、それからもう一つは、われわれも実態を調べましたところ、約半分は割賦金融制度が整っておりませんので、やはりメーカーに対する代金の前受け金を流用せざるを得ない。それが五〇%でございます。そのほか、経費が約一五〇程度かかるわけでございます。そうしますと、三分の二程度はどうしても経費的に要するということになりまして、三分の一と

したわけでございます。ただ、昨年問題にいたしましたのは、それにしてももう少し、先ほど御指摘がございましたように、積み立ての期間をできるだけ早くしたらどうかということが一つの問題点になりました。今回の改正につきましては、幸

来は三年たったらその三分の一を完全に積み立てるといふ案になっておりましたが、今回はそれを一年つづめまして二年にわたしたわけでございます。それと同時に、昨年の案では、既存業者は三年間許可を受けなくても許可を受けたものとみな

なすというような規定になっておりましたが、今回の改正案ではそれを一年にいたしたわけでございます。一年間は既存業者も許可を受けたものとみなすが、その間に完全にしてもらいたいということにしたいわけでございます。

それともう一つ、昨年の案と非常に違います。占は、その後いろいろ検討いたしました結果、やけ

りそういう金銭的な問題以外に、契約の締結等においていろいろトラブルがあるということでございますので、それをはっきり許可条件の中に入れる、こういうことにいたしましたわけでございます。

それと同時に、許可の申請のときには、どうい
う品物を割賦販売やるかということを書明記さすとい
うようにしたわけでございまして、昨年よりわれ
われとしては相当手直しをした、かように考えま
して御審議をお願いしているような次第でござい
ます。

○竹田現照君 手直しをしたというのは、業界の言うとおりに手直ししたと、そういうことではないかというのを私聞いているわけです。

○政府委員(熊谷典文君)　そういうように手直したします過程におきましても、業界から、特に最近の金融情勢は御承知のように昨年と違つて悪くなつております、したがつて、その間の事情を十分逆に考慮してもらいたいというお話もございましたが、消費者保護の観点からいへば、昨年の案より前進しなければならぬというので、業界に於ける話しまして御協力を仰いでここのまでの案にして提出した次第でございます。

○竹田現照君　それで、五〇%を三〇%にした経
過についても、いまお話がありました、いろいろ
と業界が金がかかる理由をたくさん並べており
ますね、集金に金がかかるとか、資金繰りがどう
だとか、ある、はつくりの金が必要とか。それで、

たとえば集金に金がかかるというようなものに、どれど金がかかるというようなことをチェックするということは実上可能なんですか。集金にどれだけ手数がかかっているというようなことを通産省としてはチェックが可能なんですか。

○政府委員(熊谷典文君) 今後できるだけ集金費用とかあるいは販売手数料を安くしていく努力は、業界にしていただけなくちゃんやなぬと思います。が、先ほど申し上げましたのは、実情を調査しました結果、集金費が大体九割、それから販売手数料

料が六%、合わせまして一五%、それは実情でございます。しかし、できるだけこれを安くするよ

うに努力しなければいかぬと思います。それがためには、金融制度の確立というのが私は非常に大事な問題ではないだろうか、かように考えている次第であります。

○阿部竹松君 当局の書類を見せていただくと、いま局長の答弁の中にもございましたが、そういうふうにして五百八十億、六百億近い金額が動いているわけですね、そうしますと、これ、しろうとの常識論ですが、大体幾つかの種類がありますけれども、ほとんどがミシンなどではないかと思

うのですが、大体何が何%ということを、小さい数字はよろしゅうございますから、大ざっぱな各種目別に数字がわかっておればお示しをいただき

たいわけですがね。

○政府委員(熊谷典文君) 大勢を申し上げますと、ミシン、手編機、家庭電機といいますが、業者が兼業いたしておりますので、この比率はダブって出るわけでございますが、大体ミシン、手編機、家庭電機を合わせまして約半分になっております。そのほかベッドが一五％、それから家具が一・三％それから楽器が一三％その他細かいもの、こういうふうになっております。

○阿部竹松君 相当数の部分を占めているミシンに限定してお尋ねしますがね、これは例になるかどうかかわかりませんが、いま竹田委員と局長さんの答弁の中で、三〇%、五〇%の論が出ま

番、三番に載っておりますね、そのくらい収益がある。いまのような論争が、一つのミシン会社を例にとつて申し上げるのはどうかと思いますが、どうも得心いかぬわけです。この先払いの割賦をやるかと消費者が損し、あと金払いの月賦販売でい

くと商社が損する。月賦販売の場合は、消費者が買っておつておらなくなったり、完全納金せぬ場合もあるでしょうし、この割賦前金払いでいくと業者がつぶれると一般消費者が損するから、これを規制しようとするところにこの法案の目的がある。

るわけでしょう。ですからもう少し商社のほうの経理状態から見て、中身はわかりませんが、もう

少し規制したほうがよかったのではないかというところが第一点と、あわせてお尋ねしたいことは、いままではシン会社の例をとつても、リッカー・ミシンからシンガー、ジュエキ、蛇の目、数限りない

ミシン会社があるのですが、大体迷惑を受けた例があるかなしや。あった場合はどのくらい数字にあらわれておるか、この点をお尋ねいたします。

○政府委員(熊谷典文君) 先生御承知のように、ミシンの業者といえますのは中小企業と大手とございます。それで六十社ばかりでございますが、約

五十社がやはり中小企業、大体これ輸出専門でございます。おっしゃるように大手の業績というのは、総売り上げ利益率、税引きでございますが、

四〇強でございまして、そう悪いとはいえないのでございします。ただ、この供託率につきましては、やはり個々の業者によって率を変ええるというわけにはいかないわけでありまして。非常に技術的にむずかしゅうございします。したがって、一律にならざるを得ない。中小企業の関係もあり、ほかの業界の関係もあるので、そういう形にしたわけでありまして。ただ、われわれといたしましては、今後やはり前払い式という方式が、はたしていい

かどうが、むしろあと払い式のものにたんだん変わっていくんじゃないか。むしろそういう指導をすべきじゃないだろうか。現実にも前払い式で契約はとっておりませんが、途中の段階であと払い式に金のつく限りにおいては変えていくと、こういう

ような趨勢にだんだんなっているのが実情でございます。そういうことで、今後あと払いというものが経済の実態になってこようと思いますので、そういうことを指導してみたいと考えておるわけでございます。

それから第二点の、御指摘のミシンについて倒産、非常に迷惑をかけたことがあるかという御質問だろうと思いますが、御承知のように現在まで倒産の事例は十三件でございます。その金額は九億に達しておりますが、ミシンは幸いにして現

在まで出ておりません。むしろ手編み機等が倒産の事例が出ております。ただ、契約のやり方につ

きまして、いろいろ消費者からの苦情は、ミシンも相当多く出ております。こういう面は、やはり先ほど申し上げましたように相当改善していかなければならない、かように考えておる次第でございます。

○阿部竹松君　まあ消費者が安心して金を先払いして品物を手に入れる方式に、一つの安心を与える規制を加えたことですから、一〇〇％効率率を上げられるかどうか別として、この法律は、まあ私も社会党も賛成なんです、その改正点の、まあ三本の柱のうちの一つですね、これは前回相当時間をかけてお尋ねになった近藤先生の質問にもあったかと思いますが、この監督とかの事務的方法、なかなかこれは困難でないかと思う。これはもう京浜地区とか京阪神地区とか中京地区、いま局長から御説明あったように、ミシンの業者だけでも相当数ですから、手編み機もありまじょうし、電気製品もありまじょうし、そうすると、これは一体どこでだれが手足になって監督するか、こういうことなんです、まあ大臣がやるということになつておるのですが、最終段階は。しかし、大臣はなかなかこれは、法のたてまえ上そのようにお示しになっておると思うのですが、大臣はなかなかできないそれで、具体的にどこでだれがどういう方法でやるかということをお尋ねします。

○政府委員(熊谷典文君)　御指摘のように末端の取引の問題でございますので、やはり末端でいろいろな苦情が出ておるといふことでございますが、私たちが考えておりますのは、まずいまのいろいろなトラブルが出てきます原因というのが、大数的に見ますと、非常に業者が自分の能力以上の商売をさせてしようといふところに、これは勧誘員の問題、いろいろな問題で過当勧誘の問題が出ております。したがって、今度の許可制におきましては、その辺を業務計画とか資金計画をつくつていただいて、少しはじめに反省して考えてもらいたいといふことを考えております。それからもう一つは、契約の基準もはっきりつくて、それに従つていただく、こういうことを

考えているわけでございますが、御質問の、そういうようにして、なお末端でやはりトラブルが起つた場合に、それをどういうようにして吸い上げ、どういうようにして解決するかという点でございますが、この問題も中央だけではとてもできません。やはり末端の機構を利用するといふことでございます。そういう意味で、われわれといたしましては、県、市、そういう方面に、これは割賦販売の問題ではなくて、全般的な消費者行政の問題だろつと思ひますが、苦情処理的なものをやはり確立したい、こういうように考えております。それと同時に、われわれとしてはモニター制度も少し拡充いたしまして、モニターによつてその苦情をできるだけ把握して、こういう措置をとりたい、かように考えておる次第でございます。そういうことによつて迅速に処理してまいりたいと思ひますが、それと同時に、やはり商売上の問題でございますので、業界の体制といひますか、それを処理する体制がでないと意味ないと思ひます。最近ミシン業界とか手編み機業界、大きな業界に呼びかけまして、問題があつた場合は業界自体で自粛もし、お互いにそれを直していく体制をつくつてもらいたいといふことをお話し申し上げまして、業界自体も、自分たちの今後の姿勢の問題も関連するので、ぜひ考えてみたい、こういうことになつておりますので、なかなか御指摘のように一気にはいかない問題でございますが、われわれは、じみではございますが、着実に努力続けてまいりたい、かように考える次第でございます。

○阿部竹松君　局長のお答弁を伺つておりますと、全くごりつぽで、安心して先払いして物を買入できるがごとき印象を与えるのです。ところが、これは熊谷局長に私皮肉を言うのではないのですが、いままで大企業の粉飾決算やら中小企業が倒産して検察庁等で特捜部が手入れをして問題になつて、おかしいといふことが判明したのは数限りなくあるのですがね、あなたのところのまあ本省でも地方の通産局でも、この会社はあやしい

といふことを見つけたのは一つもないでしょう。まあ今度は登録制から許可制になつて、今度許可してもらう場合に、会社の経理状態その他を一切明らかにして、あなたのほうでやりになったとしても、書類審査ぐらゐしか、いまの機能ではできないのではないかといふように判断されるわけですよ。ですから、資料を見ると、全くうまくいくようなんですが、これを完全にやるとすると、あなたの方でとにかく職員優秀な方々を膨大に雇ひ入れて、そうして半分警官の立ち入り検査するがごとき、あるいは経済保安官ぐらゐつくつてやらなければ……。あなたの答弁はりつぽである

が、法律が通つても、一たん立法府から離れて行政府にいつて法が施行されるときには、そういうわけにいかぬのではないですか。あまり局長きれいな答弁をしておくと、かえつてあとで困りはせぬかといふ私は老練心を持つてゐるのですがね。

○政府委員(熊谷典文君)　御指摘の、通産省が不良業者といひますが、あぶない業者についてどういふように把握しているかといふ点も、お話がございまして、実は前払い式につきましては、これはまあ完全とは言えませんが、ある程度この業者の実情はちよつとあぶないなといふことはわかるわけでありまして、といひますのは、苦情を大体集計してみますと、ある社に相当集中しておるといふような傾向も出てまいります。そういうことで、そういうのをすべての業種、企業をまんべんなくやるわけにはまいりませんので、重点的にはわれわれは立ち入り検査を行つております。悪いところにつきましては、むしろ改善していただくような指導を強力にやつてゐるつもりでございます。とはいひながら、非常に数の多い問題でございますので、完ぺきとは言えないと思ひます。人数にも制約が御指摘のようにございまして、われわれとしては、いまある人数をできるだけむしろ活用したい、消費者行政の面に活用したい。それがためには、やはり通産局等の仕事の運営もだんだんこういう方向に持っていきたい、こう

いふように考えておる次第でございます。決して樂觀しておるわけではありませんが、安心もしているわけではございません。そういう努力を続けて、できるだけ弊害を少なくしてまいりたいといふつもりでございます。

○阿部竹松君　ミシンの例のみあげて恐縮なんです、たとえば、大阪、兵庫等の町工場的なミシン工場、販売店がありますね。そこで一台のミシンが製品にされて、十二ドルないし十六ドルで、アメリカへ行きまして、これが十倍、百二十ドルから百三十ドルになるのです。これはあなたのほうで私より詳しいでしょう。しかし、アメリカへ行つて十倍になる金額は、全部商社がもうけるというように考えておられます、船賃もかかるでしょう。そういうような出血受注をやつてアメリカに販売し、ドルをかせぐ。そこまでけつこうなんだが、その部分を国内の消費者に買つてもらつて、自転車操業をやつてゐる。一々大きいミシン会社は調べるにいいでしょう、しかし、そういうようなのが点々としてあるわけですから、そういうところがあなたのほうのおつくりになる法から漏れるのではないかといふようなことは、御心配ないのですか。

○政府委員(熊谷典文君)　先生の御質問は、むしろミシン行政全体の問題かと思ひます。私も数字的にはいまの百倍に、あるいは十倍になるといふようなことは聞いておりませんが、確かに出る額と向こうで売られる価額と相当の差はあると思ひます。しかし、それはむしろ国内の業者が不当にもうけておるといふことでは私はないと思ひます。ただ、御承知のようにアセンプル事業あるいは下請事業といひますものは、往々にいたしまして弱小なところが不当に圧迫せられるといふ点は、これは警戒しなければならぬと思ひます。そういう意味でわれわれのほうといたしまして、これはミシンといわず自動車産業もそうでございますが、やはりそういう重要な下請部門を育成し、それをだんだん強くしていく、大企業に対抗して強くするといふことは、やはり今後の通産行

政のポイントとして考えていかなければならぬ、こういう気持ちで現在努力している最中でございます。

○阿部竹松君 次にお尋ねすることは、登録制から許可制に切りかえたこの問題ですね。これは近藤委員もお尋ねになったと思いますが、もしお尋ねになっておれば、あとで速記録で承認させていただきます。この種の法案ばかりでなくて、あらゆる問題で登録制が許可制になり得るために、改正ということで法案を審議することがございます。いろいろな例があるわけですが、登録制から許可制になった場合には、いままでも登録制にしておいた会社あるいは業者は、自動的に許可制になったものとみなす、新しくこれから新規に割賦販売をやろうとする者は、役所の許可をいただくなければならぬ、こういうことになるのか、あるいはまた二カ年以上割賦販売をやっておりますものは、すでに既得権があるものであるから、力もあるものであるから、これはもう無条件許可になる、こういうふうなようなことになるのか、全部今まで登録しておいたものも、これからやろうとするものも、ラインを一律に並べてスタートさせるものか、その間の手続操作等についてお尋ねします。

○政府委員(熊谷典文君) いまから初めて事業を始める方は、この法律が施行になりました段階におきましては、やはり登録制でなくて許可——当然でございますが、許可を受けなければなりません。こういうことになるわけでございます。それから、既存の業者の、いままでも登録を受けておりました業者につきましては、一カ年間は許可を受けたものとみなすわけでございますが、一カ年たった場合は、あらためて許可を受けていただかなければいかぬ。こういうことでございまして、その一カ年間に業務の内容を改善していただく。こういう措置が必要になってくるわけでありまして、なお、許可制に移行しますのは、そういうように一カ年後でございますが、その間におきましても、たとえば、契約の約款基準を守っていないと

かあるいは非常にその経理内容が悪化しているというような場合は、改善命令を出すことにいたしております。そういう意味で、既存の方も相当やはり一カ年の間に勉強を、結論といたしましては、していただかなきゃならぬ。こういうことになるわけでございます。

○阿部竹松君 最後に一点だけお尋ねしておきますが、いまの局長の答弁の中にございました一年間云々、登録から許可制、こういうものの取り扱いは、登録は一体どこでやるのか、通産省がやりますということになるのでしょうか、それは事務はどこのやるのかというところが第一点と、あわせて、もしもこの三分の一に相当する額を積み立てておかなかった場合には、直ちに取り消し命令が出るものかどうか、あるいはその他政令、省令等つくると思いますが、それはいつできるものか、その三点を最後にお尋ねしておきます。

○政府委員(熊谷典文君) 現在御承知のように既存業者は二百十社ありでございますが、その許可事務は、通産省の企業局でやりたいと思っております。それから、供託金を積み立てない場合はどうなるかというところでございますが、当然最終的には許可の取り消しという問題につながってまいろうかと思ひます。

○阿部竹松君 大阪の場合は大阪の通産局でやりますとか、あるいは九州の場合は福岡通産局でやりますとか、どこで監視監督——本省でやることになっておるが、どこで一体全国の監視監督をやるのですか、どこへ届けて許可をもらうのですか。

○政府委員(熊谷典文君) 許可の事務は中央で一括してやりたいと思ひます。自後の監督は実態把握がございまして、これは通産局にやらしたい、かように考えております。

○阿部竹松君 中央の本省まで来なければだめだということですか。

○政府委員(熊谷典文君) そういうことです。

○阿部竹松君 九州でやろうとしても……

○政府委員(熊谷典文君) それから省政令の関係

は、この法律によりまゝと公布の日から三カ月以内に施行するということになっておりますので、現在準備を進めております。この法律ができましたら、できるだけ早く省政令をつくりまして施行いたしたい。かように考えておる次第でございます。

○阿部竹松君 これが最後という発言にあわせて尋ねて、また発言するのは恐縮ですが、たとえば札幌とかあるいは長崎、鹿児島あたりで業務をやろうとするのに、中央に本社がある大きな会社は別ですよ、しかし小さくとも割賦販売をやっておるところがあるわけですから、そうすると、全部熊谷局長の通商産業省に来なければならぬなどというところは、これは考慮願いたいですね。出発当初は別として、少なくとも九州の分については九州で手続をし監視監督を受けるんだと、北海道は札幌でやるんだというふうなことをやっていたらどうしように希望しておきます。しかし今の御答弁では、局長あまり確信持って御答弁したようでもないから、そこまで固まっておるかどうかわかりませんが、そのくらいはやはり通商産業省としては配慮していただきたいという要望を申し上げておきます。

○政府委員(熊谷典文君) 私のことばが少ななくて申しわけございませんでしたが、許可を判定し許可証を出す事務は中央でやる。もちろん全国に業者は散らばっておるわけでございますが、許可をする場合に、その実態把握なり、あるいはいろいろ資料が必要だという場合は、もちろん通産局まで来ていただければいいようにいたします。それで通産局から中央にその事情を申達する、わざわざ中央まで業者の方においで願うというふうなことで、そういう行政はやりたくないものでございまして、

○阿部竹松君 さいぜんの御答弁は、ことばが足らぬのでなくして全然御答弁が違ふようですが、それと同時に、三〇〇の積み立てということは大問題ですね。あなたのほうで監督をして三〇〇の積み立てさせるのだと。そうすると、三〇〇の金

が、もし倒産によってないといふときも通商産業省が責任を負うと、こういうことですね。

○政府委員(熊谷典文君) そういうことでございます。

○委員(金丸富夫君) 他に御発言ございませんか。——他に御発言もなければ、本案に対する質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(金丸富夫君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(金丸富夫君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。割賦販売法の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員(金丸富夫君) 全会一致と認めます。よって本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案の議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(金丸富夫君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(金丸富夫君) 次に、北海道地下資源開発株式会社法を廃止する法律案を議題といたします。

本案につきましては、先般提案理由の説明をすでに聴取いたしておりますので、政府委員から補足説明を聴取いたします。川野政務次官。

○政府委員(川野三郎君) ただいま議題となりました北海道地下資源開発株式会社法を廃止する法律案につきまして、その提案の理由を補足して御

説明申し上げます。

北海道は、石炭、金属等の地下資源に恵まれているにもかかわらず、これらが山間僻地に賦存しておりますため、未探査のものが多くございますが、同社の設立当時は、北海道においては、いまだ十分な探鉱活動が行なわれておらず、また、民間の試金事業も企業数が少ない上に、経営規模も小さく、技術、設備ともに未熟な状態でありましたので、これら北海道の地下資源の開発を促進するため、国策として、昭和三十三年八月に同社が設立されました。

その後、政府による補助金政策の充実、事業団による探鉱融資制度の創設等の助成策が積極的に実施されたこと、民間それ自体の企業努力とが相まって、民間における探鉱活動が漸次活発になってきましたのに対し、同社の事業は、国策的事業たる自主探鉱が全事業量中わずかに一割に満たない状態で、また経営も不振でありまして、必ずしも所期の効果をあげることができなかったものであります。

このような事情に加え、政府の方針として特殊法人の整理再編成が打ち出されたため、同社を民間企業に改組することとし、同会社法を廃止することとしたものであります。

なお、民間改組に際しましては、これを円滑に行なうために、従業員に対する退職金の支払い、再就職のあっせん等につき、できる限りの努力をいたす所存でございます。

次に、この法律案の内容でございますが、同法律案は本則で北海道地下資源開発株式会社法を廃止することを規定し、附則で、関連して必要となる若干の経過措置並びに北海道開発庁の同社に対する監督の権限規定を削ること及び同社に対する租税特別措置を廃止することを内容とする関連法律の一部改正を規定しております。

以上がこの法律案の提案理由の補足説明であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(金丸富夫君) たいだいま説明を聴取いた

しました本案の自後の審査は、これを次回に譲りたいと存じます。

○委員長(金丸富夫君) 次に、衆議院送付の砂利採取法案を議題といたします。

本案につきましては、先般趣旨説明をすでに聴取いたしましたので、これより質疑に入りたいと存じます。質疑のあり方は順次御発言を願います。

○瀬谷英行君 砂利採取法の改正ということになるのですが、この砂利採取法というのは、砂利採取の健全な発達に資するとともに、砂利の採取と河川の保全等との調整を図り、と、こういうふうになっております。主として対象は、この場合は河川が多いと思うのでありますが、すでに河川の砂利というものは相当取り尽くされているのではないかと、このように考えられます。現に東京近郊の河川では、砂利がもう枯渇をして、そのためにだんだん陸砂利から山砂利に移っていったという傾向があるわけです。一体、河川砂利の場合、今日まだどのくらい砂利資源としての寿命があるものか、それから、これから先行き河川砂利に対する保全といったようなことについては、この砂利採取法によって完べきを期せられるというふうな考えられるのか、まず建設省の河川局関係の意見を聞いてみたいと思います。

○説明員(多治見高雄君) お答えいたします。

お話しがございましたように、最近砂利需要が非常に増大いたしまして、それに対して河川砂利は一応現在の賦存量に限定をございまして、今後増大する需要に対処いたしまして、従来のまま放置いたします場合には、相当河川の治水上の問題が生じますので、従来のまま放置しておきます場合には、災害その他危険が予想されますので、建設省といたしましては昭和四十一年に河川砂利基本対策要綱という要綱を策定いたしました。これを各都道府県、地方建設局等、河川を管理する機関に通達いたしまして、その要綱の通りまして河川砂利の採取を規制をいたしておる

状況でございます。

そこで、現状の河川をそのままにいたしまして治水等の観点から支障のない範囲で砂利の採取を行なうということで、一応の試算をいたしますと、河川に賦存する砂利の数量は大体六億トン前後ではないかというふうに考えられております。現在の採取量、それから需要量等から考えまして、そう遠くない将来に河川砂利資源は枯渇するのではないかと、このようにわれわれとしては考えておる次第でございます。ただ、お話しの中にございまして、川につきましては、今後その砂利採取に伴いますいろいろな施設あるいは河川管理の対策を講じた場合には、なおこれ以上採取は可能ではないかというふうに考えられますので、われわれといたしましては、基本対策の中におきまして、現在の河川において、現在取っている砂利のほかに、なお未利用に残されたままの砂利があるのではないかと、あるいは新しい河川管理施設をつくれれば、新しい砂利を取れる可能性が出てくるのではないかという点にも着目いたしまして、こういった施策を今後実施していけば、どのくらい河川砂利がさらに増量して取れるのではないかと、この点を現在検討をいたしておる段階でございます。その具体的な方策といたしましては、それぞれの川につきまして、砂利採取の基本計画を河川管理者をしてつくらしめて、その基本計画に従って今度は採取いたすということで、組織的に現在実施に移している段階でございます。

したがって、現在の状況で採取できる可能量より、今後その諸般の施策が進みました場合には、さらにある程度の増量が可能ではないかというふうに考えておる次第でございます。

○瀬谷英行君 要するに、遠からず将来枯渇するということ見通しがいまあるということなんです。砂利に対しては、ある程度見切りをつけなければならぬというふうに聞き取れるわけなんです。将来の砂利資源をどの程度にその必要性を見積もり、主としてどういうところに砂利資源を

求めていくかという需給計画といったようなものがあつてしかるべきだろうと思ふのでありますけれども、この砂利資源の今後の需給計画なり見通しなり等について、これは通産省からお答えを願いたいと思ひます。

○政府委員(吉光久君) 昭和四十二年度におきましての骨材全体としての需要は四億五千万トン程度に達しておるわけでございまして、これを供給面で見ました場合に、砂利が約三億四千万、碎石——石を砕くほうでございますが——岩石碎石が約一億、その他の人工骨材なり高炉パラス等というふうなことで構成されておるわけでございまして。今後の見通しといたしましては、当省で産業構造審議会の骨材小委員会の資料をもとにいたしまして推定いたしましたところによりますと、昭和四十六年度におきましては、骨材の総需要は約五億八千万に達するものと見られております。この供給面で見ました場合には、これは河川砂利、山砂利を含めまして、砂利はおおむね現在程度で横ばいに推移するのではないであらうか、あと不足分につきましては、碎石、人工骨材、この伸びが見込まれるという状況でございます。で、従前の天然砂利の骨材の供給の中に占めておりましたウェイト、約八割強であつたわけでございましてけれども、昭和四十六年になりますと、碎石が五〇％に近いくところまで伸びてまいる、こういう需給の見通しとなっております。

○瀬谷英行君 まあ一言で言うならば、川砂利のほうはだんだんなくなつてきた。そうかといつて、砂利の必要性というものはどんどんふえる一方だから碎石、人工骨材、こういう方向に比重が傾いてきたということになるわけですね。将来その傾向は河川砂利と人工骨材なり碎石との比重というものはずっと変わってくるという見通しを立てておられるわけでしょう。

○政府委員(吉光久君) お話しのとおりでありまして、骨材につきましては、やはり何と申ししましてもいまの天然砂利資源というもののにもやはり一定の限度がありますので、結局、総合的に骨材

供給対策をつくらざるを得ない、こういう状況でございます。なお、天然資源に依存いたしております量が非常に多いわけでございまして、したがって、河川砂利等につきましても、さらに新規に供給できるかどうか、そういう点についての調査も建設省のほうでやりになっておりますし、と同時に、天然砂利の大宗は河川砂利でございまして、陸砂利、山砂利ということになりますと、やはりいろいろなそれによつて問題、あるいは賦存している地域等によりまして、供給量におのずと限度があるというふうなことで考えざるを得ないというふうなことでございまして、したがって、いまお話がございましたように、砕石のウェットというものがだんだんとふえてまいり、こういうふうな推移してまいるといふふうに考えております。

○瀬谷英行君 建設省の場合は河川の保全ということがやはり重要な問題になっていまして、河川の保全ということと、それから砂利の採取という問題と、やはり調整をはからなければならぬことだろふと思ふけれども、河川の保全という点からすれば、これは相当規制をしていかなければならぬだろふという気がするわけです。その規制というものは、やはり建設省でもって計画をして規制措置を講ずるのほうになっているのか、これは通産省のなわ張りになっているのか、その辺はどうなんでしょうか。

○説明員(多治見高雄君) 河川処理につきましては、ただいまお話しございましたように、われわれといたしましては、やはり治水ということと第一義的に考えておまして、河川管理をまず第一義的に考えて、その条件の許す範囲で砂利の採取をしていただくという現在のたてまえで考えておりますが、したがって、ただいま提案になっております法案におきまして、河川砂利の採取につきましては、河川管理者がその採取について認可をいたすというたてまえになっておりますので、河川管理者といたしましては、やはり河川管

理を第一義と考えると、その許す範囲で砂利の採取を許すということになるかと思ひます。ただ、その許可数量その他につきましては、通産省のほうで全体的な需給計画その他を規定いたしてありますので、できるだけこれに即応して河川管理上許す範囲でこれに協力するというのがたてまえだろふと思ひます。

○瀬谷英行君 砂利採取法というのが、まあ砂利業者に対して相当な規制を強化することに今回はなつてくると思うのです。実際問題として砂利業者がいままでは河川砂利を取つておつたけれども、河川砂利がだんだん足りなくなつてきたら陸から山のほうへ入つていく、こういうふうになつた場合に、適用の方式が変わつていくというふうなことは、まことにこれはぐあいが悪いのじやないかという気がするのです。同じ業者が、いままでは砂利採取法の適用を受けておつたが、今度は砕石法だ。いままでよりも山の中へ入つていくに従つて規制がゆるくなつていくということでは片手落ちだといふふうな気がするわけでありまして、砂利採取法と砕石法とが、同じようなテンポでもって改められなければならないのじやないかという気がするのですが、この点は一体通産省としてはどういう考え方で砂利採取法の規制を行ない、採石法のほうは手をつけなかったのか、この点をお伺ひしたいのですが。

○政府委員(吉光久君) お話しございましたように、河川砂利が、河川としての一つの保全の關係から、採取がだんだん制限されておりますに伴ひまして、砂利の形態におきましても山砂利、丘砂利、旧河川敷であつたようなところに、現に行なつていいます砂利の採掘のように、砂利の採取場所がいろいろ動くわけでありまして、同時に、他の面でお話しございましたいわゆる岩石採石と申しますか、いわゆる俗稱丘砂利、山砂利と言つては、あるわけでございまして、そういう面での採石への転換といふものもだんだんと進みつつあるわけでございまして、いまの砂利につきましても、これは山砂利、丘砂利であれ、新しい砂利

採取法によりましては災害の防止をはかつてまいりたい、こういうことで砂利採取法案を提案いたしたわけでございまして、もう一方の、いわゆる岩石採石につきましては、現在採石法という法律によつて取り締まりを受けておるわけですが、現在の採石法は昭和三十八年に改正を見ておりまして、従前の取り締まり体制は、現行の砂利採取法と同じように事後届け出制であり、あるいは監督命令等につきまして非常に狭い範囲の監督命令しかなかったわけでもございますけれども、現行の採石法におきましても、実は現在の砂利採取法と違ひまして、少し公害対策の面で一歩進んだ面が盛られておるわけでございまして、これはまず届け出にいたしまして、事前届け出制という方式をとつております。それから事前に届け出ました場合には、その計画の中に公害防止のために、これはある特定の措置をとることが必要であるといふふうに認められた場合には、公害防止の方法につきましても、事前に通産局長の認可を得なければならぬという規定が入つておるわけでございまして、この公害防止の方法の認可という制度の運用によりまして、実はこちら新しい砂利採取法で言う採取計画の認可というのと同じような取り締まりができる体制になつております。同時に、もう一つは事業停止命令、これも現在の砂利採取法にはないわけでございまして、採石法のほうには悪質なものにつきましては事業停止命令も出せるというふうな制度までできておるわけでございまして、したがって、今回砂利採取法の改正と採石法とのバランス問題につきましても、御指摘ございましたように、いろいろと審議いたしたわけでございますけれども、この際、当面一番大きな災害を全国各地で起こしております関係の砂利採取法につきましても、抜本的な改正を加へまして、当面の問題として、採石法につきましても、先ほど申し上げました制度を強力に運用してまいらうということで、今回は対処したかどうかという点で、今回は砂利採取法の抜本的改正のみを御提案申し上げた次第でございまして、

○瀬谷英行君 砂利採取法の改正だつてちよつと私はおそきに過ぎたという気がするんですよ。すでにこの砂利採取法を——これでも十分だとは思われないのでありますけれども、もっと早く改正をして河川砂利等の乱掘が問題にならないうちに手を打つべきだったのじやないか、こういう気がしますね。もはや河川砂利のほうも枯渇をしてしまつた、あと残りの寿命が幾らでもない、そういうときになつてから砂利採取法の改正をするといふことは、涼しくなつてからかやのつくろいをしていくようなものだ。蚊が出なくなつてからかやのつくろいをしておるといふふうな感じがするわけですね。いままでなぜほうつて置いたか、こういう疑問があるわけですが、用がなくなつてから改正をするというやり方を、採石法においてもまた行なうのではないかとこの心配があつたから私はあえて聞いたわけです。いままで砂利採取法の改正を行なうという考え方があつたけれども、何かの事情でもってまあ逡巡せざるを得ないという事情があつたのかどうか、これもこの機会に聞いておきたいと思ふのですが。

○政府委員(吉光久君) 砂利採取法の改正につきまして、おそきに失したという点につきましても、私も最も努力をいたしたわけでございまして、けれども、現実には御提案申し上げましたには相当の時間がかかります点につきましては、非常に私ども自身努力が足りなかつたところだと反省いたしておるわけでございまして、ただ、この砂利採取法の提案がございましたのに特別の大きな実態的な理由というふうなものがあつたわけではないわけでございます。ただ、現行の砂利採取法におきましては、先ほどお読み上げたいただきましたように、第一条の目的の一番最初が、「砂利採取業の健全な発達に資する」といふふうなこと、あるいはまた「砂利の採取と河川の保全等との調整を図る」といふふうなことが現行法の目的になつておるわけでございまして、したがって、いま申し上げて、それに対応いたしまして、砂利の採取につきまして、それぞれの法令によりまして許可を要す

る土地については、この砂利採取法の監督命令は及ばないというふうになっておられるわけでございます。今回改正を決定いたしましたのは、あくまでも災害防止の観点から砂利の採取について規制を加えてまいり、こういうたてまえで検討いたしました関係上、その範囲の及ぶところが非常に広くなりまして、非常に広くなりまして、結局他の法令との関係の法秩序の調整をどのようにやってまいるかという点、それからさらに実態的にも災害防止の観点から、根本的に内容を見直すというふうなことをやりまして、実態の判断と申しますか、そういう点につきまして、相当の時間を要したという状況でございます。提案がございましたことにつきましては、まことに私も努力の足りなかつたという点を反省いたしておりますけれども、以上のような実態でおくれてまいったわけでございます。

○瀬谷英行君 それでは今度採石法の問題でありますけれども、「この法律は、採石権の制度を創設し、岩石の採取の事業の健全な発達を図ることによって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。」と、こういうふうになっております。目的そのものが、岩石の採取の事業の健全な発達をはかるという、要するに業者保護が一番最初に出ていたわけですね。砂利採取法にあるように、まだ砂利採取法の場合には、砂利の採取と河川の保全等の調整をはかるというのが中には含まれておりますけれども、この採石法についてはこういう、何といひますか、公益の維持というふうなことが目的の中に入っております。もちろん、「よって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。」と、こういうところが一つの公益の保護ということになるのだという解釈なんではしょうけれども、根本が業者保護という観点に立って、この砂利の採取に伴うものもろもろの問題をどう解決するかという点については、通商産業局長の判断にゆだねられているという形になっておりますけれども、しかもその窓口は都道府県知事になっておられるわけですね。市町村でいろいろ問

題が起きてきて、それは都道府県知事を通じて通産局長のところまでいかない限りわからないようになっておられるわけですね。通産産業局自身がそういう山砂利を取るような地域々々に人間を配置をするというだけの余力は私はないだろうと思う。となれば、通産産業局長の判断にゆだねられるというだけで、この採石に伴うものもろもろの問題を解決をするということとはきわめて不十分になってくるんじゃないか、いま運用の強化によって云々というお話がありましてけれども、運用が十分に行なわれない場合には、かなりいろいろな問題を巻き起こすという点を心配しなきゃならぬと思うのです。が、現実にはそれらの点について、一体今後運用の面で万全を期し得られないものかどうか、法の改正というものを必要としないというふうにお考えになっているのかどうか、この点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(岡角良彦君) 採石法の目的の趣旨でございますが、ただいま御指摘をいただきましたような面に関連いたしましたように、先ほど化学工業局長からお答え申したように、公益の保護に關する規定が昭和三十八年の法律改正によりまして、特に強化をされてまいりました経緯にもかんがみまして、採石関係の「事業の健全な発達」というその「健全」な意味は、やはり業者の保護という面だけでなく、公益との調和をはかった意味での健全な発達、これを促進することが採石法の目的であるというふうな私どもとしては解釈をいたしておる次第でございます。また、その実際の運用にあたりまして、通産局長が実際の監督面の立場に立っておりますわけでございますが、現実には採石におきます各種の公害問題につきまして、市町村におきまして起っております事実がわからないではないかという点につきましては、これは現在までの採石法の施行状況にかんがみましても、また今後の事態を予測いたしまして、当該通産局長は十分その管内の採石場の実情について実態を把握いたしまして、市町村内における事態につきましても、事実の把握に遺憾なきを期することが

可能であり、また、期すべきものと考えております。したがって、法規定上は都道府県知事に對します市町村長の要求という形式が与えられておりますので、これをもちまして運用上万全を期してまいることが可能であり、また、期すべきものと考えておる次第でございます。

○瀬谷英行君 しばしば各地で問題になっております山砂利の採取に伴う公害ですが、京都でも相当大きな問題になっておる。京都の新聞なんかには大々的に出ておったようでありまして、埼玉県飯能の場合も、まあ山がはげ山になって、そしてその砂利の採取が行なわれている。ここに地元の人たちから持つてきてもらった最近の写真があるわけでありまして、わずか五十ミリかそこらの雨でもつたところからこういうふうにくずれてしまつておられるわけですね。これから先、しよっちゅう雨が降る場合、五十ミリ程度であるとは限らぬわけですね。何百ミリという雨が降るといったようなことが起きた場合には、はたしてこういうような山はだかこの程度のくずれ方で済むかどうかわからぬわけですね。そういう面を考えると、地元の人たちの不安というものはなかなか除去できないと思ふのです。しかも間に入っておる県が、砂利の業者に対して十分に従来きびしい態度をとつてきておれば、市町村のその県の指導に対する信頼というものも厚いであろうと思ふのでありますが、それがそうでなくて、きわめて砂利に弱いといったようなことになってくると、市町村は安心してられないということになるのじゃないかと思ふのです。だからこういう山砂利の採取に伴う公害というのは、これから先どんなふうでくる。先ほどもお話があつたように、川砂利から山砂利のほうに変わつてきておられるわけでしょう。そうすると、これから山砂利の採取というものが多くなつてくる。多くなつてきて手がつけられなくなつていくから、またまた今度は採石法を強化するということになつたのでは間には合はないだろうと思ふのです。それを考えるならば、当然その事前に採石法についても検討を加

えてすみやかに先を見て改正をするという用意がなければいかぬのじゃないかと思ふのでありますけれども、先ほど大臣がおられたけれども、まだ衆議院のほうから戻つて見えてないようでありまして、そういう点についての政府としての考え方はどうなのか。次官にひとつこの機会にお伺いしたいと思います。

○政府委員(熊谷太三郎君) だんだんお話がありまして、河川の砂利がだんだん枯渇してまいりまして、丘砂利、山砂利に及んでいく。さらに採石に及んでいく、それについていろいろな公害問題も非常に大きくなつてくるというふうなことで、採石に關する法令の改正を検討する必要があるのじゃないかというふうなお話だと思ひます。まあこれにつきましては、現行の法令を十分に強力に運用していけば、そういう面の公害も防げるという考えを一応は持つてはおりますけれども、しかし、なかなか實際的にはそういう半面もあるような場合もございますので、この問題につきましましては、政府といたしましては十分ひとつ検討したいというふうな考えております。

○瀬谷英行君 この写真は、通産局のほうで一応現地を見て、これくらいにしておけばいいじやうぶだろうという、太鼓判までいかなければいけません。判を押した結果が、わずか五十ミリの雨でもつてこういうふうにくずれてきているという現状なんです。ありますから、これはひとつごらんになっていただきたいと思ひます。そつちに回していただきたいと思ひます。災害というのは、私はやはり甘く見ないかぬと思ふのです。災害を甘く見るという、あとで取り返しつかないことになつて。だからこの採石法についても、このまの条文であるという、現実にはいろいろな問題が起きているわけでありまして、その現実には起きている問題は、現地の人たちにしてみれば歯がゆい限りなんです。實際には、その歯がゆい限りであるという例は幾つもあることが出来るわけですね。たとえば京都でもそうだったんですけれども、一日にダンブカーが、操業するとなると、五千台も六

千台も通る。そうすると危険でもあるし、騒音も激しいし、道路もこわされる。こういう問題が出てくるわけですね。そういう問題に対して、じゃ通産省としてはどうするか、通産省自身その問題に対して顔をそむけるということとは、私はできないだろうと思う。道路がどんなにこわされようとも、交通が困難になろうとも、それらの問題は通産省の関知したところではないということになるのか。あるいはそういう問題に対しては、これは建設省の仕事になってきてしまうのか。その点は一体どうなっているんでしょうか。

○政府委員(吉光久君) 砂利の輸送に関する問題でございますけれども、現在輸送自身を取り締まっている法令といたしましては、先生御承知のとおり道路交通法でございますとか、あるいは道路の損壊という面から道路法にも規定がございますし、あるいは新しい、先般成立しましたいわゆるダンブ規制というふうなもので、いわゆるダンブについての輸送あるいはそれが道路を損傷いたしました場合における責任と申しますか、あるいはそれに対する規制というふうなこと、あるいはその道路に対する交通制限と申しますか、いろいろな形で規制を受けておりますけれども、ただ、何ぶんにもとが砂利山であるというふうなことでございますので、今回の法案におきましては、輸送規制自身に直接は触れておらないわけでございますけれども、申請書の中に、付近の道路網に通じますところの輸送手段というものについて、添付書類として申請書類を出させることにいたしておるわけでございまして、同時にもう一つ、砂利公害の問題でいわゆる水漏れ運転というようかものがあるわけでございますけれども、この水漏れ運転の問題につきましては、山元へ水切り装置を設けさせる、これを今度の公害防止の、災害防止関係の認可系統の手段に関するそういうものも、具体的に盛り込みたいと思っているわけでございます。

〔委員長退席、理事宮崎正雄君着席〕
したがいますして、水切り装置を設けさせまして、

そこで水切りをした砂利を運搬してもらうという点、それから第二は、付近に通ずる道路等につきまして、たとえば農道しかないというふうな場合につきましては、そこらの道路に関する施設がでない限り、採取計画の認可はいたさないということ、あるいはまた、同時に集中的な大量輸送というものが、交通についての公害を起こすというふうな事態と判定された場合には、一日の採取量につきまして条件を付するというふうな手段をも併用いたしまして、同時にまた、この輸送公害に関する問題は、砂利採取業者だけを監督すると申しますよりか、むしろ広く砂利の運搬業者というふうなものも含めて監督する必要があるかと思いますので、採取計画についての認可申請がございました場合には、関係市町村はもとより公安委員会、あるいはこれは輸送の関係でございますので、公安委員会のほうの時間制限というふうな問題もございましょうから、公安委員会その他広く関係行政機関の御意見を伺った上で、採取計画についての最終判断をする、こういう仕組みをとりまして、少なくとも砂利の採取によりまして交通公害、この採取法から押えられるだけのものは押えてみたい、こういう形で立案申し上げます。

○瀬谷英行君 実際問題として、いま農道の話も出ましたけれども、埼玉県の江南村なんかでも村道というものが切られてしまっているわけです。全然大きな穴があいてしまつて、そこへ水がたまつて道がなくなつちやつていっているわけです。こゝういふ問題が起きているわけです。現実には熊谷周辺にもそういうところが何カ所あります。私も見てまいりました。最近雨が降るたびにどこんどこんどんくずれていて、いまだ道路のところまでできてなかったものが、道路が半分ぐらい削られてしまった、きわめて危険な状態にある、こゝういふような事例を幾つか見てきております。書類の上では、こゝういふ規制もやります、あゐいふ規制もやります、この法の運用でやっていますと、こゝう言つたつて、現実には埼玉県でも東京でも神

奈川県でも京都でも、砂利の乱掘に伴う公害というものはきわめて大きいわけです。これが社会問題になっているわけです。だからこれは、法網をくぐって乱掘をする業者にも問題があるといつてしまえばそれまでなんですけれども、単にこういう場合に業者の自覚を促す程度じゃこれに間に合わない。現実にはこういうふうに起こっている問題に対して、一体どうやって解決するのか。大きな穴を掘りっぱなしにして、そのまま逃げてしまふなどという業者がざらにあるわけですね。そういう業者はけっこうまた別のところへ行つて何か仕事をやっているわけです。一体こういういま起きている数々の、それこそ全国各地でもって起きているんじゃないかと思われるこれらの問題に対して、今日、取り締まりの上でこれで十分だと言いつけるものかどうか、かなり私は疑問があると思つています。その点は政府として考えなきゃならぬ問題

題だと思ふんですよ、これは。法律は確かにある。この法律によってやっていけば、本来ならばいま起きている砂利公害は起きないはずなんです。いま局長が答弁されたように、運営によってやっていきます、局長の答弁に関する限りは、砂利の乱掘に伴う公害というものは日本国じゅうどこにも、一つもないはずなんです、そうでしょう。現実にはそうじゃないでしょう。現実とあなただの答弁との食い違いは、一体どこにあるんですか。

ります場合に、どうしてもそこにおのずと限度が出てまいりますことは、いま御指摘のあったとおりでございます。したがって、今回の砂利採取法におきましては、現に起こっているような砂利災害を前提にいたしまして、そういうものを事前に起こさないような手段を講じたいということで、現行法を根本的に改めるということにいたしましたわけであります。先ほど私御説明申し上げましたのは、実は現行法の御説明ではなくて、新しく現在提案いたしております砂利採取法につきましの考え方について御説明申し上げたわけでございまして、したがって、現に起こっておりますような事態につきましては、私どもの希望といたしましては、この砂利採取法案の成立を待ちまして、この砂利採取法の手段によりまして根本的にいま御指摘を受けた災害の防止をはかってまいりたいと私も考えておるわけでございます。

○瀬谷英行君　そうすると、今回提案をされた砂利採取法の改正ということが実現をすれば、いままでのようなことはなくなるのだというふうに聞き取れるわけです。ほんとにそうならけっこうなことなんですけれども、まだまだ私は採取法の対象を河川のように重点を置かれておるといふ点から考えると、今後予想される山砂利の問題については、相当にこれは問題があるというふうに判断をするのは当然ではないか、こういう気がいたします。そういう点を考えるならば、採石法等についても政府として考える義務があるのじゃないか。衆議院の附帯決議でも採石法について触れられておりましたけれども衆議院の附帯決議等も尊重をするならば、採石法についてもこれは当然考えなければならぬだろう、こう思われます。その点、政府としてのお考えを再度具体的にお伺いしたいと思います。

○政府委員(熊谷太三郎君) 先ほどお答えいたしましたように、慎重にひとつ早急に政府として検討したいということをお願いしたわけでありますが、具体的にどうおっしゃいますと、いまここで南ちに具体的にこうする、ああするということとは中

し上げかねますが、ひとつ慎重にかつ早急に検討したいということだけは、ここで申し上げることができると思っています。

○瀬谷英行君 砂利採取法の改正によって、いままであったような砂利の乱掘に伴う公害は防止できるのだという御答弁があったのですから、それならばこの砂利採取法の改正でもって手の届かない採石法の分野等について、もし問題が起きるといふことであれば、この採石法の分野についても、つまり山砂利の範囲になってくるわけですが、そういう分野についても直ちに法の不備は補う、あるいは法の強化をする、こういう考え方があるものだというふうに理解をしなきゃならぬのでありますけれども、そのような理解をしてよろしいのかどうかということですが。

〔理事官崎正雄君退席、委員長着席〕

○政府委員(熊谷太三郎君) そのとおりにお考えただいてけっこうだと思います。

○瀬谷英行君 そういたしますと、これはもう飯能の例だけではなくて、各地で現に起こっている問題あるいは起こりそうな問題、これらの点については、現地の状況というものを正確に把握した上で、行政指導と及ばない点は法の改正によって措置するのだ、このように解釈をされるわけですが。行政指導の面についても、いま公明党の矢追さんに京都の新聞も見せてもらいましたけれども、一面のトップ記事になっているわけですね。山砂利の採取に伴う公害が埼玉県だつてやはり地方版の大きな記事になっております。東京都にしても神奈川県にしても似たり寄つたりの問題があると思うのです。だから、こういう問題は現に起こっている、あるいは起こりそうな問題については、この機会に、政府として責任を持って解決をするのだ、いかなる方法を講ずるかとは別であります。これは通産省の行政指導なのか、あるいは建設省の分野にわたるのか、それはいろいろあるでありますが、何らかの方法をもってすみやかに解決をするのだという決意を、この機会に私は伺っておきたいと思うのですが、その点

はどうでありましょうか。

○政府委員(熊谷太三郎君) ただいまのお話してございまして、政府といたしましては、お話しのとおり責任を持ってそういうあと始末を考えたいと考えております。

○土屋義彦君 先ほどの御質問に関連いたしました二、三お伺いしたいと思ひます。

現在埼玉県におきましては昭和四十二年九月一日から施行しております内陸砂利採取事業対策要綱、砂利採取に伴う農地転用事務処理要領、山林又は原野における砂利採取基準指導要領に従つて地下資源の利用と公益保持との調整につとめ、行政指導によつて道路がこわされた場合など、業者に修理することを約束させるようでありまして、一向に聞き入れてくれないのは偽らざるどころの現状でございます。農地法に違反いたしましたも三年以下の懲役、十万円以下の罰金という軽い罰則のために、刑罰を承知の上でやっておる業者が多いとこのことではあります。今回の改正によつて無謀な砂利採取業者に対する罰則はどういうことになるのか、この点についてお伺いいたします。

○政府委員(吉光久君) 今回の砂利採取法におきましては、まず第一に砂利を採取いたします場合に、砂利採取業者につきまして登録を施行いたしておりますと同時に、登録を受けた砂利採取業者も採取計画につきまして認可を受けました上で採取にかかるといふ事項がございます。と同時に、またいろいろの監督、命令規定があるわけでございますが、これらの無登録業者あるいは無認可業者あるいは監督、命令に違反した事業者というふうなものに對する罰則は一年以下の懲役または十万円以下の罰金あるいはまたこれらの併科といふことになっておるわけでございます。

○土屋義彦君 罰則が非常に軽いような気がいたしますが、その点につきまして再度お伺いいたします。

○政府委員(吉光久君) 罰則を強化いたします点につきましては、私どもこの法案を提案いたす前に非常に慎重に、何らかの形で強化できないかと

いうことで、法務省の刑事局とも数回にわたりましてその事情も含めてお話し申し上げたわけでございます。法務省のほうでは、こういうふうな罰則につきまして、全体として現在検討を行なつておられるようでありまして、現行法の砂利採取法のこういう行為に類似した行為に對する罰則と申しますか、たとえば河川法におきましても、あるいは先ほどの採石法におきましても、あるいは最近でございました宅地造成等規制法あるいはけくすれ等を取り締まる法律がございますが、そういうふうな法律におきまして、みなこれと同じような罰則になっておりますか、そういふ観点から、この際は公平といひたいという結論になつたわけでございます。したがういまして、将来、全体の法律体系の問題といたしましては法務省で検討が進められておるようでございます。それと見合ひの上でさらにこの罰則強化の問題につきましては考えさせていたきたい、このように考えておるわけでございます。

○土屋義彦君 三月十四日の参議院の建設委員会におきまして、瀬谷委員から砂利の乱掘による公害問題につきまして御質問があり、それに対しまして答弁の中で、坂野建設省河川局長は、一級河川の区域内の砂利採取は河川法で取り締まるが、都道府県が管理する二級河川や河川敷内の民有地などの砂利採取は都道府県、市町村と十分連絡をとり違反採取できないよう監視の目を光らす考えであると答弁しておりました。また通産省の竹村課長は、農地を転用して丘砂利を掘る業者には転用許可条件をきびしくして、掘つたあとは完全に埋戻すよう指導すると答弁しておりますが、その後どのような行政指導がなされておりますか、お尋ねいたします。

○説明員(多治見高雄君) 河川砂利の採掘の点についてお答え申し上げますと、建設委員会では河川局長から御答弁申し上げましたように、最近の砂利の需給状況その他から、極端な場合は砂利の盗掘といつたような問題が非常に頻発してまいりましたので、われわれといたしましては、先ほど御説明申し上げました河川砂利基本対策要綱、この策定以来特に河川砂利の採取については監視を厳重にいたしたいということで、河川法に河川監視員という制度がございますが、この充実をはかつてその活動ができるだけ機動的にやるということで行行政指導をしている状況でございます。それで建設委員会の答弁の中にございましたように、一級河川につきましては建設大臣が直接管理しております、これは建設省の職員が河川監視員になりましてその監督の任に当たっております。二級河川につきましては、都道府県知事が管理をいたしておりますので、二級河川につきましては都道府県の職員が河川監視員ということでございます。それに関連いたしまして、御提案申し上げておる法案が成立いたしました場合は、同様に一級河川につきましては大臣、二級河川につきましては都道府県知事がそれぞれ河川管理者でございますので、現在と同様それぞれ河川についてそれぞれその職員が監視に当たるといふたてまえになっております。

○政府委員(吉光久君) 農地との関係についての御質問につきましてはお答え申し上げます。実は昨年農林省の農地局のほうと、昨年の七月十五日でございますけれども、お話しいたしました。砂利採取業者が行ないますところの砂利採取についての農地転用許可についての基準というものにつきまして、両省間で意見の一致を見まして、その意見一致いたしましたところで、農林省のほうでは地方の農業委員会の方にその通達をお出しになつたわけでございますが、その骨格は、いまお話しございましたような埋戻しが確實にできるようなものでないといふ砂利の採取についての農地転用の許可はしないといふふうなこと、あるいはまた周辺に幼稚園とか小学校等、人がたくさん集まるような、そういう場所の周辺では砂利の採取についての農地転用は認めないといふふ

うなことを、その他具体的ないろいろの条項について農林省のほうでも積極的に御研究いただきまして、その旨がすでに都道府県の農地系統の部局、あるいは農業委員会等に指示されておるわけでございまして。ただ今回の法案の中に考えましたのは、そういう問題につきましては、やはり採取計画の認可の段階にあたりまして関係農地部局その他と十分に協議申し上げて採取計画の認可は扱ってまいるといふようなことにいたしましたわけでございまして、現在のような農林省と私どものほうで意見の一致を見ております問題につきましては、採取計画の認可制度の運用の問題として考慮してまいりたい、このように考えておるわけでございまして。

○土屋義彦君 それから業者が倒産したような場合に、掘ったあとを埋め戻しができないといったような場合には、どこが責任をとることになりますか。その点につきましてお尋ねいたします。

○政府委員(吉光久君) 現在の農地法との関連における運用におきましては、そういう埋め戻しについて、すでに土砂等の入手先が確保されておるあるいはまた確実にそれが埋め戻しができるということの担保条件がある等が運用の基準になつておるわけでございます。したがひまして、事前になういう点につきましてチェックいたしました上で、要するに、特に埋め戻しが必要であるというふうな面につきましては、転用の許可に際しましてそこらを担保してまいりたいと、こういう方針で現在やつておるわけでございます。

○土屋彦彦君 先ほど瀬谷委員から県の行政指導が非常にたまぬるいといったようなお話がございましたが、県の係官の話によりますと、通産当局員からもしばしば視察には来てくれるが、ただ見に来てくれるだけで何の指導もしてくれない、県としては被害者と業者の間の板ばさみになって非常に困っておるのだと言って嘆いておりますが、県に対する通産当局の御指導はどのような御指導がなされておりますか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(吉光久君) 現行砂利採取法におきま

して、実はこの具体的な処理権限が通産局長に与えられておるわけでございます。したがって、通産局長が直接業者に対していろいろの勧告あるいは指導等いたしておるわけでございますが、具体的な内容につきましては、それぞれいろいろな問題がございますので、一応それぞれの現場現場に応じまして公害対策の協議会というものを設けておりまして、その協議会の中に県の方も入っていただいておりますというふうな状況でございます、その協議会で定められました事項について、それぞれ監督官庁で命令を発動する、こういうたてまえをとっておるわけでございます。ただ、今回御提案申し上げました砂利採取法案におきましては、通産局長を第一線にしないで、災害防止等の認可計画につきましては都道府県知事または河川管理者、これを認可権者にいたしておるわけでございます。したがって、従来のように都道府県と通産局との間の連絡パイプについて御非難を受けるような事態は、今後はなくなつてまいる、このように考えておるわけでございます。

○土屋義彦君 埼玉県の熊谷のもと飛行学校のあとの開拓地に起きている問題でございますが、本年の二月ごろから二業者が入り込んでまいりまして採取の許可もとらず、また農地法にも違反して採掘し、道路はこわされ、また民家の土台近くまで掘られて、身の危険にさらされている、こういういふ事実が起っております。そこで関係地域の皆さん方が市当局並びに県に対して実情を訴えたいけれども、さっぱり取り上げてくれないので、

先般簡易裁判所に業者の立ち入り禁止仮処分を申請し、十四日に民家に近い部分だけが仮処分が執行されたとのことであります。さらに熊谷警察署にも告発手続をとったやに聞いておりますが、この点につきまして何か聞いておりますかどうか、お伺いしたい。

○政府委員(吉光久君) 私どもまだ報告を受けていないわけでございますけれども、いまのお話をお伺いいたしますと、農地の無断転用と申しますか、農地法違反というような問題のようでござい

ますが、ただいま農林省のほうからはお見えになっておりませんので、詳細お答え申し上げることができないわけでございますが、現在の農地法の運用基準で農林省とお約束している線では、そういうものについてはほとんど取り締まっておりますというようなことでお約束いたしておりますので、したがいまして、すぐに、さそく調査いたしますけれども、こういうことの絶滅を期したい。したがいましてこの砂利業者等につきましても——砂利業者に對しては、実は無許可ではなくて、砂利採取許可につきましては、現行法は、掘ったあと、届け出をすればよろしい。こういうことになっております。したがいまして、無届けで現に掘っているというふうな悪質な業者であります場合には、現行の砂利採取法違反者として告発の手続をとる、というふうなことも考えてみたいと思います。

○土屋義彦君 書類を申請してから三カ月から五カ月かかるので、業者は商売にならないということで、県では便宜上内示をして業者の利益をははかっているということも聞いております。その点の指導はどうなっておりますか。

○政府委員(吉光久君) おそらくその書類は農地法上の申請手続の書類ではないかと思うわけですが、現在の砂利採取法におきましては、そういう許可という制度はないわけでございます。新しいものにはございますけれども、現行の砂利採取法には許可制というものはとられておらないわけでございますので、おそらく農地法

のほうの關係の許可手續ではないかと、このように考えます。

○土屋義彦君 先ほど申し上げましたとおり、いままでの通産当局のこの種の業者に対する規制が非常に甘かったような気がします。また、先ほど来局長さんから率直に御答弁ございまして、私も了解いたしました。もちろん通産省といえますれば取り締まるばかりでなく、業者の保護ということも必要でございますけれども、今出された砂利採取法だけで十分効果をあげるだけの

○政府委員（熊谷太三郎君） その点につきまして
は、先ほど瀬谷委員にもお答えしたとおりでござ
います。幸い、現在の提案しております法案が
御採決いただければ、これによりましてそういう
公害問題の防止につきまして万全を期してまい
たいと考えております。

○土屋義彦君 もう一点。交通難の緩和対策の一環としてまして骨材の流通センターですか、これを設置するやに聞いておりますが、その点につきまして伺いたいします。

○政府委員(吉光久君) お話がございましたように、交通公書を排除いたしますと同時に、骨材に占めますところの輸送費のウエートが相当大きな地位を占めておる。大体コストの中の六〇％くらいは輸送費でございます。そういう関係をあわせ考えまして、実は現在運輸省、建設省、通産省、三省共同で、具体的にいま一番問題になっております東京周辺、それから名古屋周辺、大阪周辺、

とりあえずこの三カ地点につきまして骨材の積極的な開発と同時に、それを需要地に結びつる方の問題、これは場合によりましたら船舶輸送というふうな問題もございます。船舶輸送に伴いましては専用埠頭という問題もございます。あるいはまた従来ダンプにのみ依存しておりましたものにつきますして、状況によりましたならば鉄道輸送によるというほうが便利であるし、同時に危害も少ないというふうな事実もあるわけでございします。

で、具体的に地点地点で、そういうふうな問題について輸送手段をどうしたらいいかというのを含めまして検討を加えておるわけでございます。同時にまた、その問題とからみまして、やはりがんだんと輸送距離が長距離化してまいりますと、適当な場所に、要するに砂利の大きな集積場と申しますか、そういうふうなものを設けることもやはり流通対策の一環として重要ではないかといふことで、そういう点を含めまして現在具体的になプロジェクトを練りつつある状況でございます。

でございまして、法律上の権限に基づきませんで、行政的な措置でございしますが、例の会社に対しましては、一応勧告ということで、たとえば道路のところは、最近、へいもなかったでございしますが、たとえば子供が入り込む危険性もあるというふうなことで、へいもつくれとか、あるいはいなものが必要かと思いますが、そういうような措置をしるとか、あるいはこれは県の問題になろうかと思いますが、河川敷の埋め戻しの問題、こういうものについてはひとつ県の河川課の指導をよく聞いてやれというようなことを勧告としてやったようなこともございます。

○阿部竹松君 県の河川課は、どこからどこまでの範囲の仕事をなさっているかわかりませんけれどもね、一例として申し上げました飯能の国分ですとか、その砂利採取場は河川じゃ全然ないわけですから、ですから、埼玉県の場合は、何課か、私は、それは埼玉県でないからわかりませんが、そうしますと、あの問題のようなことは、この法律が通れば一切解消するのですか。

○政府委員(吉光久君) いまの入間川に関連いたします国分産業の關係は、これは実は砂利でございまして、入間川沿岸の山砂利、要するに岩石採石のほうではなくて山砂利を採取しているわけでございします。したがって、この新しい砂利採取法の適用対象として、当然に監督規制を受けるということになるわけでございます。ただ現在、砂利採取法の成立を待つまでもなく、やはり先ほどお話がございましたように、行政指導の面で相当のことを東京通産局長やっておりますわけでございますけれども、ただ最後のきめ手がございしませんので、最後のきめ手と申しますか、やらなかった場合にどうというふうな意味でできま手がございしませんので、新砂利採取法ができま手が、特に現行砂利採取法には入っておりません河川汚濁の問題、要するに砂利の洗浄に伴う汚濁問題等につきましては、法律的な根拠を持った上で業

者に対して命令ができるという状況でございますし、また、それを聞かない場合、あるいはまた危害がございます場合には、一時営業を停止させるという制度もあるわけでございますので、したがって、現在の砂利採取法の運用によるよりは、新砂利採取法によりまして取り締まるほうがより厳格な規制ができる、このように判断いたしております。

○阿部竹松君 現地の市長さんが、そのような業者に了解を与え、農業委員会がまた農業委員会で農地を転用されても黙っておる、こういうような自治体ですから、いかに皆さんがご入れしめても容易なことではなからうと思つておるんですが、この業者も、私の調べたのは間違つておるかも知れませんが、けれども、日本全国で六千七百あるのですね。そのうち資本金五千万円をこえる企業はたった十二で、九九・九は中小企業で、このうち五〇は従業員二十名以下という業者なんです、それで資本金百万円以下の零細業者です。日本中の砂利業者全部を集めても、熊谷政務次官の、前に社長やっておられた熊谷組よりもまだ小さいわけなんです。これが全国におるのですから、法律をつくつてもなかなか簡単に指導するというわけにいかぬでしょうけれども、たとえば採石法といま審議している砂利法と、両方あるわけですね。これをなぜ一本にできぬものでしょうかね、私どもの仲間は、勉強不足だと思つておられるかも知れませんが、通産省に大体石のほうがあるのはおかしいのではないか、石のほうは建設省だろう、こういうのが一般常識論です。しかし、各部署で仕事をなさることは歴史の沿革がありまして、その点はしたるにしても、砂利と採石と一つにして、そうして取り締まつてこそ完全にできると思ふのです。採石のほうでも仕切りがある、砂利のほうでも仕切りがあるというふうなことは、これは完全に目的を果たすことができないのじゃないんですか、そういうよりは機械の不備があるというように私は判断いたしますが、法律つくつて魂入れずで、なかなか法律つくつても

運用の妙を得なければ何ならぬわけですから、そういう点について、両局長さんどちらでもけっこうですから、通産省としては大臣、次官が最高の責任者でありまされども、通常のお仕事は、両局長のほうを中心になつてやっておられるわけですから、こういうことは答弁しにくいかもしれせんけれども、毎日お仕事をなさつておつて矛盾を感じません。

○政府委員(熊谷三郎君) 私にということではございせんが、私のお答えが不備でございましてまた補充いたします。

この法案が成立しても砂利採取の公害については万全を期し得ないと思つたというお話でございますが、私も、私もといたしましては、万全を期するつもりで進んでいきたい、しかし、将来におきましてなおいふろの不備な点ができれば、もちろんいろいろの検討を加えなければならぬということも言うまでもないと思つております。

それからいま先生のお話しの砂利採取法と採石の關係が別々になつておるのはいかがいではないかというふうなお話でございまして、お話しのように、従来の経緯その他いろいろな關係もございまして、砂利の問題と採石の問題とは二つに分かれて管理されておるわけでありまして、これらにつきましては、将来、これも近い将来に十分ひとつ一元化等について考慮したいというのが政府の考え方でございますから、その点のお答えを申し上げます。

○阿部竹松君 二つに分かれておつておかしきではないかということも申しません。この種のことをやつていくために、よりいい方法は採石のほうと砂利のほうと一緒に、がっちりスクラムを組んでおやりになつてはどうですか、局長さんが両方に分かれておるのですから、一人の局長さんのところに置いたほうがいいのではないかと、佐藤さんにおかれれば、六百億も持っている石炭局は簡単につぶせるし、自分のところはあれし皮肉になりますから、これ以上言いませんけれども、

も、それくらい、政務次官二つ一緒にしてやるくらいではないと、採石でやるか砂利でやるか、四角でございましておれば採石のほう——十センチの川であつていまは陸地になつたけれども、それは砂利であるというふうなことは、先日いろいろとお聞きしましたが、そうしますと埼玉県の、瀬谷君の触れた飯能の採石現場ですね、一インチか二インチしか出ておられませんか、あれはどっにかかかるとおられますか、これは吉光局長のほうか両角局長のほうか……。

○政府委員(吉光久君) 先ほど御質問ございました飯能の問題で、大宮生コンのほうは採石法の關係でございます。それから国分産業のほうは山砂利をとつておるわけでございまして、これは砂利採取法の監督を受ける、こういう状況でございます。

○阿部竹松君 どういうわけで局長、大宮生コンのほうで採石法にかかると。こういう大きな石が出てきていて、どんとハッパをかけて粉砕するのクラッシャーにかけて粉砕するのらわりますよ。出てくるときにすでに小さいじゃありませんか、あなたの輩下が何人か見に行きましたよ。大きい石を取つて粉砕して、そしてコンクリートあるいは建築物、こういうところで使う、道路に使う、こういうことであれば、ばくは了解しますよ。しかし生まれながらにしてこのくらい、一インチか二インチしかないし、あなたのほうは三インチまでわしの領分だと、こう言つておる。おかしい。

○政府委員(吉光久君) 砂利採取法の適用の対象になつております砂利、これは定義があるわけでございまして、その砂利という通常の概念でございまして、いわゆる玉石、あるいはそれを粉砕し、あるいは粉砕しないままに一定の寸法以下のもの、これを砂利というふうにお話しておるわけでございまして、したがって、先ほどお話しいたしました大宮生コンが現在掘つておるすところの小さな破礫と申しますか、風化した石

のようでございますけれども、いわゆる砂利という定義の中に入らないものであるというふうにお話しておるわけでございまして。それから現在大宮生コンで掘さくいたしておりますのは、もともその地盤にございまして岩石砕石を目的としたもので、その準備行為と申しますか、表土をはいておるといふふうな状況であると承つておりましたので、私、一括して砕石法の適用対象というふうな申し上げたわけでございまして、あれが、あの表土だけおしまひになるような作業でございまして、砕石法の適用対象になるかどうかという点についても疑問があるかと思つておるわけでござい

○阿部竹松君 そうすると、最後までやつてみなければ砕石法の適用になるか、砂利法の適用になるか、単なる物を掘つたということになるかわからぬというところになるわけですね。

○政府委員(吉光久君) ちょっと説明が不十分でございました。あらためて説明させていただきます。要するに、岩石砕石をやる意図をもちまして、そこに碎石場その他の設備をつくる、そして行動するということになれば、これは当然碎石法の適用対象でございます。現在の大宮生コンの場合におきましては、碎石場を設けて岩石砕石をやるといふことを主たる目的として現実の行動がとられておるといふふうな承つておるわけで、碎石法の適用対象にそのまま承つておる、このように判断いたしております。

○阿部竹松君 それは吉光局長の個人的見解と、個人的あれですよ。砂利と碎石との判断じゃないか。砂利のこと北海道へ行くとかバスと云うので、それと何ミ、その砂利を、あるいはバラスを幾ら入れてコンクリを幾ら入れて、砂を幾ら入れてこの建築は幾らかと、こうなるのです。ですから大きな石を粉砕したのだつたらよく理解できるけれども、はじめから終始一貫小さいものしか出ないのをなぜ碎石法だと、こういうのか。

そういうのはおのずと明確になってくるわけですね。

○政府委員(吉光久君) 砂利の定義につきましては、実は定義自身に積極的なうたてないわけでは、実は定義自身に積極的なうたてないわけでは、

持っています、現行砂利採取法の例をそのまま持っています、現行砂利採取法の例をそのまま持っています、

現在通念的に砂利というふうにいわれておりますものにつきましましては、いわゆる砂、砂利、玉石、こういうふうな三分類があるようでございますが、砂につきましましては直径が〇・〇一ミリから五ミリ程度のもので、それから砂利につきましましては直径五ミリから八十ミリ程度まで、それから先ほど申し上げました玉石につきましましては、直径が八十ミリから三百ミリまでのものを玉石という、というふうに通使されているわけでございます。この玉石を砕きまして、さらに砂利用の、径が五ミリ程度のもので砕きましたもの、これは実は砂利というふうに言っておるわけでございます。

○阿部竹松君 ですからいまの局長の答弁のあった三百ミリどころか、二百ミリもない、そうすると、あなたの定義が違ふのじゃございませんか、こう申し上げておるのです。そこで、定義について論争をしておても進みません。

次にお尋ねしますが、現在一億六千万トンぐらい必要とすると思うのですが、そうしますと、年々ふえていきまして、量が減るといふことは、ないわけですから、そうしますと、砂利の価格、コストというものは、もう半額以上は輸送料です、一キロでもあるいは五百メートルでも近くから業者は運ぼうとするわけですよ。さいぜん申し上げましたとおり、六千も七千も業者があるわけですから、そうすると、いま申し上げましたとおり、少しでも短い地域から運ぼうというふうな努力するに違ひない、そうしますと、無理が都会を中心として起きます。神奈川県を通っている相模鉄道などというものは、人間を運ぶためにできた鉄道ではなくて、砂利を取るためにできた鉄道ですが、いま砂利よりも人間が多く乗っているわけですが、そういうふうなことで、どんどん発展してき

ました。これはその辺、いま埼玉県では飯能、あるいは熊谷だといっておりますが、全国的に問題が起きてくるのです、そういうふうな懸念はないのですか。

○政府委員(吉光久君) お話しのとおりでございます、骨材のコスト関係に占めます輸送費というものは、非常に大きなもので、大体六〇〇程度は輸送費でございます。したがって、いまお話しのような事態が生ずるおそれは多分にある、このように考えております。

○阿部竹松君 国で資金を出しておやりになったらどうですか。ということは、こういう規制する法律をつくることは、中小企業その他に、皆さんのことばで言うところ、高度化、近代化、合理化と、こうおっしゃるが、業者もこれは規制されることによつて、相当シビアな指導を受けるわけですね。しかし、金がない、金がなければ、やはり法律はあるのだが、むちゃくちゃやるだろうと思われけるわけですね。したがって、規制するのはいくらいいが、大いに業者などびしびしやっていた方がいい、その反面、やはり何らかの方法で政府が介入してやらなければ、法律つくったところで、これは局長なかなか花が咲いて実がなるということにはならぬのじゃないか。

○政府委員(吉光久君) 御指摘いただきましたように、砂利採取業というのは、非常に中小企業、特に零細企業の多い業界でございます。したがって、これで監督を強化することだけによつてこの災害防止の目的が完全に達成される、こういうふうなことになる得ない面もあるわけでございます。したがって、したがって、実はこの法律で、宣言的な規定ではございませんけれども、第四十一条に、国あるいは関係行政機関は、砂利採取業者の採取による災害防止のために、あるいは砂利採取業者の健全な発達をはかるために必要な助言なり、あるいは指導というふうなものに積極的につとめなければならぬというふうな書き方をしてあるわけでございます。まず第一に必要な問題といたしまして、先ほどお

話の中にございましたように、まず第一にそういう零細業者等につきましての組織化問題を、現在の実情に合った形で進めてまいりたい。それから第二に、そういうふうな形で災害防止の施設を設置いたします場合には、これを近代化資金助成法の適用対象の中に積極的にとり入れるようにしてまいりたい。現在までのところにおきましては、破砕機でございますとか、そういうふうな生産設備のほうにつきましては、資金助成法の適用があるわけでございますけれども、この防止施設につきましては、現在までのところまだ適用を受けておりません。したがって、これは公害防止事業団あるいはその他の融資制度に待つ以外にないわけでございますけれども、いまの資金助成法の適用対象につきましましては、こういう公害防止のための施設という意味で、少なくとも今年度中には適用対象になるように積極的に努力してもらいたい、このように考えております。

○阿部竹松君 だいぶ時刻も経過しましたから、本日はこれで一応質問はやめさせていただきますが、局長の答弁は一応了解しますが、これは私個人ですが、私個人としては、なかなか局長御答弁のように、この法律ができることによって万全たる処置が講ぜられるとは判断できないわけです。決して局長を疑うわけではございませんけれども、そのように考えますので、休臨時に委員長からおはかり願つて、各党の了承もいただきまして、自今どうするかというふうな点について、決議文にするかどうかという点について、委員長からおはかりをいただきたい。

以上です。

○委員長(金丸富夫君) ただいまの御提案については、理事会でもって相談いたしましたして処置をすることにしたいと思います。

他に御発言はございませんか。——他に御発言もなければ、本案の質疑は、本日のところの程度にいたしたいと存じます。

○委員長(金丸富夫君) 先ほど委員の変更がございました。矢追秀彦君が辞任され、その補欠として浅井亨君が選任されました。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(金丸富夫君) 速記を始めて、本日はこれをもって散会いたします。

午後零時五十一分散会

五月十六日本委員会に左の案件を付託された。
〔予備審査のための付託は四月十九日〕
一、砂利採取法案

五月十七日本委員会に左の案件を付託された。
一、北海道地下資源開発株式会社労働者の処遇に関する請願(第四三九八号)(第四五八七号)

第四三九八号 昭和四十三年五月四日受理
北海道地下資源開発株式会社労働者の処遇に関する請願
請願者 山口市河原 徳永市松外七十六名
紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第三五八四号と同じである。

第四五八七号 昭和四十三年五月九日受理
北海道地下資源開発株式会社の労働者の処遇に関する請願
請願者 千葉県船橋市印内町一四六 井上 桂也外六十三名
紹介議員 阿部 竹松君
この請願の趣旨は、第三五八四号と同じである。

昭和四十三年六月五日印刷

昭和四十三年六月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局